

質問回答書

業務名：令和6年度横浜市こどもの意見表明支援事業業務委託

質問箇所	質問内容	回答
業務説明資料 2 ページ	8 委託業務内容 (2) 意見表明支援員の施設等への派遣 ア 説明会については里親に向けた実施は業務内容に含まれないと考えてよろしいでしょうか。含まれる場合には住所や氏名といった基本情報の共有はなされますでしょうか。	説明会は里親に向けた実施も含まれています。なお、支援実施に向けて、住所や氏名等の基本情報の提供も行います。
業務説明資料 3 ページ	8 事業の実施体制 (1) 体制について スーパーバイザー及び意見表明支援員への謝金については源泉徴収前の金額でしょうか。交通費は源泉徴収ではないため、交通費込みでの謝金ととらえています。	スーパーバイザー及び意見表明支援員への謝金は、源泉徴収前の金額としています。
業務説明資料 3 ページ	8 事業の実施体制 (1) 体制について 意見表明支援員が1日に数か所を訪問する場合には、施設間の移動経費は別途、事務局から支給すること、とありますが、①公共交通機関での移動を想定してよろしいでしょうか。②自家用車での移動の場合の交通費として横浜市の基準がありますか。③里親家庭の訪問の場合も同様の対応となりますか。	次頁にて回答します。
業務説明資料 3 ページ	8 事業の実施体制 (2) 事務所 イ 通信環境としての電話は、携帯電話の配置・利用とすることは可能ですか。固定電話となる場合、専用回線の必要はありますか。	携帯電話の配置及び利用とすることは可能です。
業務説明資料 4 ページ	13 業務完了届及び事業実施報告書の提出 事業実施報告書について、書式はどのようなものでしょうか。記載内容などがきまっているようでしたら教えていただくことはできますか。	事業実施報告書では、業務実施報告や収支決算書等の提出を想定しています。書式は契約締結後にご案内します。
提案書作成要領 1 ページ	2 業務の内容 概算業務価格 (上限) は税別の価格でしょうか。	概算業務価格 (上限) は税込の価格です。

質問事項：

8 事業の実施体制（1）体制について

意見表明支援員が1日に数か所を訪問する場合には、施設間の移動経費は別途、事務局から支給すること、とありますが、①公共交通機関での移動を想定してよろしいでしょうか。②自家用車での移動の場合の交通費として横浜市の基準がありますか。③里親家庭の訪問の場合も同様の対応となりますか。

回答：

施設への訪問は1回1施設、3時間30分程度での実施を想定しています。

この場合、意見表明支援員の自宅から面接を実施する施設までの移動にかかる交通費は謝金16,000円/回に含まれるものとしています。

里親家庭への訪問時など、1回に数か所（最大3か所）を訪問することが効率的であると事務局にて判断いただく場合には、施設間の移動経費は、別途事務局より支給いただくことを想定しています。

なお、移動手段については特に基準を設けてはいませんが、社会一般的な公共交通機関又はタクシー等を活用していただくことを想定しています。

<参考（横浜市想定）>

施設：50か所×16,000円/回=800,000円（交通費含む）

里親家庭：30回（1回に最大3か所訪問にて）×16,000円/回=480,000円（※）

※別途、交通費を事務局より支給